

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号 福島原発避難者損害賠償
請求事件

原 告 早川篤雄 外 585 名

被 告 東京電力株式会社

2015（平成27）年10月23日


福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

準 備 書 面（153）

避難指示解除準備区域における避難指示解除後の帰還と

「故郷喪失慰謝料」、「故郷変質・変容慰謝料」

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝 


同 広 田 次 男 

同 鈴 木 堯 博 

同 清 水 洋 

同 米 倉 勉 

同 笹 山 尚 人 

同 市 野 綾 子 

外

本書面においては、檜葉町等の避難指示解除準備区域において避難指示が解除された後、原告が元の自宅に帰還した場合に、故郷喪失慰謝料と故郷変質・変容慰謝料はいかなる関係となるかについて、下記のとおり主張を整理・補充する。

記

1 故郷喪失損害の確定時期は避難開始後5年経過時であること

故郷喪失損害が確定したかどうか（交通事故の例にあてはめれば後遺症の固定時）は、合理的期間内に故郷へ帰還することが社会通念上不可能となったかどうかによって決せられるべきである（甲A第146号証淡路意見書20頁）。

これを檜葉町等の避難指示解除準備区域において避難指示が解除された場合について考察すると、避難指示解除後、第4次追補にいう「1年間」の「相当期間」が経過するまでに、避難開始から5年が経過している場合には、その時点（避難後5年経過時）で、合理的期間内に故郷へ帰還することが社会通念上不可能となったといわざるをえず、故郷の喪失が確定したものと評価されるべきである。

すなわち、合理的期間内に帰還することが社会通念上可能となったといえるためには、避難開始後、合理的な期間内に、放射能汚染レベルが健康面からみても社会的にみても十分に問題のない水準まで下がることはもとより、当該地域における生活を現実的に可能ならしめる程度にまで公共施設や医療、流通その他の社会的機能が復旧して、帰還の社会的諸条件が整うことが必要である。

そして、故郷に帰還するまでの上記合理的期間は、避難開始後5年経過時を基準として考えるのが合理的である。

なぜなら、5年という期間は、社会生活を送る上での暫定的・過渡的な年数を超えているのであって、その間に何らかの事業・就業・進学その他の社会的活動に踏み出さないまま健全な暮らしを継続するのは困難な段階（ないし避難先での地域生活を築きつつある段階）に至る年数と考えられるからである。

したがって、避難開始から5年を経過しても上記の制度的社会的基盤が整わず、帰還を果たせていない場合には、合理的期間内に故郷に帰還することが社

会通念上不可能となったと評価せざるをえないと考えられる。

なお、避難指示解除後も帰還を拒否する自由は、このような見地からも正当なものとして評価される（以上、原告ら準備書面（72））。

2 避難開始後5年経過後に帰還した原告について

上記1からすれば、避難開始から5年経過後に、原告が元の地域（自宅）に帰還した場合であっても、避難開始後5年経過時に「故郷喪失」という損害が確定していることになる。

もっとも、故郷に戻ったことにより、当該原告の損害の内容は、故郷に帰還する前の状況から変化することとなる。そのような場合には、故郷喪失損害の5つの要素に加えて、帰還した故郷で暮らすことにより強いられる損害要素を検討する必要がある。

これも故郷喪失損害の一類型であり、帰還前の故郷喪失損害と区別するために、故郷変質・変容損害と呼ぶこととする（原告ら準備書面（94））。

すなわち、避難開始から5年を経過した後に帰還した地域は、元の地域の状況とは変質・変容し、大きく毀損しているのである。この場合、原告ら準備書面（94）において指摘した、故郷喪失慰謝料の根拠となる諸要素、すなわち

- ① 地域社会生活（地域生活利益を含む）
- ② 家庭・自宅での生活
- ③ 職業生活
- ④ これら①から③及び⑤その他日常生活全般を通じての精神的拠り所としての故郷という価値
- ⑤ 自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値

という当該故郷での日常生活全般を奪われたことによる権利・法益侵害が、帰還後も毀損されているのに加えて、帰還後は、

- ⑥ 被ばくの不安
- ⑦ 生活行動の制限

⑧ 復旧に多大な努力と苦痛を強いられること

による新たな被害、負担が生じている。このようにして、地理的には帰還しても、故郷喪失による損害は、その一類型である故郷変質・変容損害として存続している。

3 5年経過以前に帰還した原告の損害—故郷変質・変容損害

次に、避難指示が解除された後、避難開始から5年を経る前に帰還した原告については、やはり、故郷変質・変容慰謝料が支払われるべきことになる。

上記のとおり、故郷変容慰謝料は、故郷喪失慰謝料の一類型であり、故郷に戻ったとしても、本件事故前の居住地（故郷）の状況が、自然環境の汚染、住民の流出、インフラ設備その他の社会的機能の喪失・劣化、地域コミュニティの衰退などによって全面的に変質・変容されたことにより、前項に掲げた①から⑤をはじめとする日常生活全般を損なわれた事実及び、同じく⑥から⑧の事項が新たに発生する事実によって原告らに生じる、無形の損害及び精神的苦痛を慰謝するためのものである。

避難指示解除準備区域において、避難開始から5年を経ずして帰還した原告は、故郷の喪失という損害の確定には至っていなくとも、変質・変容した状態の故郷での暮らしをせざるをえないのであるから、上記のように故郷が変質・変容したことによる損害を被ることになる。したがって、かかる原告については、故郷変質・変容慰謝料が支払われるべきである。

以 上